

# 現場説明書

作業名 収穫調査委託

作業場所 秋田県北秋田郡上小阿仁村  
五反沢外2字長滝外2 国有林  
29 い林小班外 154

米代東部森林管理署上小阿仁支署

## 事業実行における説明事項

1. 調査数量等  
調査箇所及び調査数量等については、別紙「収穫調査委託箇所の概要」による。
2. 支給材料及び貸与品について  
調査に必要な材料については、当署において支給するので、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。  
なお、材料（貸与品）及び数量は別紙1によるが、事情やむをえない場合のみ追加を認める。
3. 国有林地情報システムの借受けについて  
契約締結後は、申請により国有林地図データ（シェープファイル）、衛星画像の借受けが可能です。  
地図情報等の借受け後は責任を持って適正に管理すること。
4. 国有林野情報管理システムの使用について  
収穫調査復命書情報の入出力は、受託者が保有するパソコンから行うが、入出力に当たり国有林野情報管理システム利用申請が必要なことから、利用申請書を提出すること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意すること。
5. 調査箇所の境界について  
収穫調査箇所と隣接する小班等の境界に疑義が生じた場合は、すみやかに監督員の指示を仰ぐこと。
6. 林況調査について  
収穫調査箇所は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画（除外地の設定）を行い、より精度の高い調査を行うこと。
7. 林道の通行状況について
  - ①カクルヒ沢林道：起点から約1.6km 車両通行不可。
  - ②トヤノ沢林道：起点から約0.1km 車両通行不可。
  - ③幸屋林道：起点から約0.3km 車両通行不可。
  - ④孫沢林道小沢支線：起点から約0.1km 車両通行不可。
8. 収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱いについて  
溪畔周辺の取扱いについては、別紙3のとおり
9. GNSS 受信機を用いた測量について  
測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所については、別紙4のとおり
10. 現場説明に対する質問事項について  
現場説明に対する質問がある場合は、別紙5に記入の上、署担当者に連絡すること。

## 別紙1

### 事業実行における説明事項

#### 1. 支給材料及び貸与品について

##### 支給する材料

項目	材料	数量	備考
区域標示	収測番号札（黄）	7,500 枚	
	収測番号札（白）	1,200 枚	
	標示テープ（青）	30 巻	100m巻
	標示テープ（ピンク）	56 巻	100m巻
立木調査	木材チョーク	40 本	
	ナンバーテープ	20 巻	1巻1000番
	ガンタッカー針	47,000 本	
その他	各種野帳	5 冊	
	復命書整理袋	322 枚	

令和8年 月 日

米代東部森林管理署上小阿仁支署長 殿

受託者名

### 国有林野情報管理システム利用申請書

令和8年 月 日付けで契約した収穫調査委託契約について、「別紙 利用規約」に同意したので、下記により国有林野情報管理システム（仮想デスクトップを含む）の利用を申請します。

#### 記

##### 1. 仮想デスクトップの登録ユーザー情報

登録ユーザー情報1

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

登録ユーザー情報2

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

※同時に使用することが見込まれる場合など、必要に応じて登録ユーザー情報を追記してください。

※受託者共通の登録情報（共有メールアドレスなど）も可としますが、同一のユーザー情報で複数の者が同時に作業を行うことはできません。

※システム管理上、登録ユーザー情報は必要最小限でお願いします。

##### 2. 国有林野情報管理システムの利用者情報

利用者氏名1：

利用者氏名2：

※登録ユーザー情報に記載された方も含め、利用が見込まれる方の氏名を記載してください。（登録数の制限なし）

#### （留意事項）

1. 仮想デスクトップへログインするために必要な情報は、記載いただいたメールアドレスへ、別途 aws (Amazon Web Services, inc.) から AppStream2.0 という英語のメールが送付されます。利用マニュアルを確認し、初回登録の上、利用してください。
2. 国有林野情報管理システムのログインに必要な使用者番号は、別途森林管理署から受託者へ連絡します。
3. 詳細は利用マニュアルをご確認ください。

## 別紙

### 利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、収穫調査委託契約に基づき、林野庁（以下「当庁」という。）が提供する国有林野情報管理システム（以下「本システム」という。）の利用条件を定めるものです。仮想デスクトップの登録ユーザー及び国有林野情報管理システムの利用者の皆さま（以下「ユーザー」という。）には、本規約に従って、本システムをご利用いただきます。

#### 第1条（適用）

本規約は、ユーザーと当庁との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

当庁は本システムに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

ただし、本規約の規定が収穫調査委託契約の契約書（収穫調査委託契約約款も含む。）の規定と矛盾する場合には、収穫調査委託契約の契約書の規定が優先されるものとします。

#### 第2条（利用登録）

本システムにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当庁の定める方法によって利用登録を申請し、当庁がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。

当庁は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- その他、当庁が利用登録を相当でないと判断した場合

#### 第3条（ユーザーID およびパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本システムのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当庁は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。

ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当庁に故意又は重大な過失がある場合を除き、当庁は一切の責任を負わないものとします。

#### 第4条（利用料金および支払方法）

本システムの利用は無料です。

#### 第5条（禁止事項）

ユーザーは、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・本システムの内容等、本システムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・当庁、ほかのユーザー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ・本システムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ・当庁のシステムの運営を妨害するおそれのある行為
- ・不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ・不正な目的を持って本システムを利用する行為
- ・本システムの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・他のユーザーに成りすます行為
- ・当庁が許諾しない本システム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ・面識のない異性との出会いを目的とした行為
- ・当庁のシステムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・その他、当庁が不適切と判断する行為

#### 第6条（本システムの提供の停止等）

当庁は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- ・本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- ・地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合
- ・コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ・その他、当庁が本システムの提供が困難と判断した場合

当庁は、本システムの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条（利用制限および登録抹消）

当庁は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を

抹消することができるものとします。

- ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ・当庁からの連絡に対し、一定期間返答がないと当庁が判断した場合
- ・本システムについて、最終の利用から一定期間利用がないと当庁が判断した場合
- ・ユーザーが死亡し、又は解散並びに破産手続きの終了により消滅したとき
- ・当庁及びユーザーとの収穫調査委託契約が契約満了又は解除等による契約が終了したとき
- ・その他、当庁が本システムの利用を適当でないと判断した場合

当庁は、本条に基づき当庁が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第8条（退会）

ユーザーは、当庁の定める退会手続により、本システムから退会できるものとします。

#### 第9条（保証の否認および免責事項）

当庁は、本システムに事実上または法律上の契約不適合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。

当庁は、本システムに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当庁の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本システムに関する当庁とユーザーとの間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。

前項ただし書に定める場合であっても、当庁は、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当庁またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、ユーザーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

当庁は、本システムに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

#### 第10条（システム内容の変更等）

当庁は、ユーザーへの事前の告知をもって、本システムの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

#### 第11条（利用規約の変更）

当庁は以下の場合には、ユーザーの個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合するとき。
- ・本規約の変更が本システム利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当庁はユーザーに対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

#### 第12条（個人情報の取扱い）

当庁は、本システムの利用によって取得する個人情報については、当庁「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第13条（通知または連絡）

ユーザーと当庁との間の通知または連絡は、当庁の定める方法によって行うものとします。当庁は、ユーザーから、当庁が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

#### 第14条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当庁の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

#### 第15条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本システムに関して紛争が生じた場合には、当庁の本庁の住所を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上

### 別紙 3

#### 収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

##### (区域の設定について)

・溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

##### (主伐の調査について)

・皆伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

##### (間伐の調査について)

・毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

##### (搬出計画図の作成について)

・搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

## 特記仕様書(GNSS 受信機を用いた測量について)

この特記仕様書は、測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所の測量作業において適用する。

### 1. 測量方法について

測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所においては、GNSS 受信機を用いて測量することを基本とするが、受注者の判断によりコンパスを使用することも可とする。

### 2. 使用する GNSS 受信機について

東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用6第5項に定める方法が実施可能な機種を使用すること。

### 3. 精度の検証について

GNSS 受信機を使用する際には、作業前に受信精度の確認を行い、PDOP 値が安定的に4以下を維持できない可能性がある場合には、その他の測量手法を検討すること。

### 4. 提出物について

測量結果は別紙「測量野帳(GNSS 測量用)」に取りまとめるとともに、実測原図及び実測位置図等に反映すること。

また、GNSS 受信機で取得した電子データについては、事前にウイルスチェックを行ったうえで、電子メール等で提出すること。

### 5. 変更契約について

受注者の判断によりコンパス測量を行ったものについては、原則として変更契約の対象としないが、第3条の精度検証の結果に基づき GNSS 以外の測量方法を選択した場合や、その他の理由により GNSS 受信機を使用することが適当でないと判断される場合には、監督職員と協議のうえ変更することができる。

### 6. その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定すること。

測 量 野 帳 (GNSS測量用)

使用機種：                      面積 ( ha )：                      国有林              林班              小班  
 測地系：                      外周 ( m )：                      調査年月日              年              月              日  
 座標系：                      調査員

測点 番号	座標値				測定 回数	PDOP	衛星数	方位角 (度)	水平距離 (m)	備 考
	緯度	経度	X	Y						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										

※1 座標値の表記は小数点第1位以上とし、機器の測定可能な限り詳細に記載すること。

※2 表は必要に応じて修正することを可とするが、座標値、測定回数、PDOP値及び衛星数の記載は必須とする。

## 隣接した小班界の区域標示及び伐開を省略する小班一覧

担当区	国有林名	林小班	区域標示及び伐開省略小班
萩形	小阿仁奥山	78い1	78い1小班界と接する、い2、へ小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78い2	78い2小班界と接する、78い1小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78に	78に小班界と接する、ほ、へ小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78ほ	78ほ小班界と接する、に、へ小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78へ	78へ小班界と接する、い1、に、ほ、り小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78と1	78と1小班界と接する、と2、ち2小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78と2	78と2小班界と接する、と1小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78ち1	78ち1小班界と接する、ち2、り1小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78ち2	78ち2小班界と接する、ち1、と1小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78り	78り小班界と接する、へ、り1小班界の区域標示及び伐開省略
萩形	小阿仁奥山	78り1	78り1小班界と接する、ち1、り小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115い1	115い1小班界と接する、い2小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115い2	115い2小班界と接する、い1小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115い3	115い3小班界と接する、ろ小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115ろ	115ろ小班界と接する、い3、ろ2小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115ろ1	115ろ1小班界と接する、ろ2、ろ6小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115ろ2	115ろ2小班界と接する、ろ、ろ1、ろ6小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	115ろ6	115ろ6小班界と接する、ろ1、ろ2小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	127は	127は小班界と接する、127ほ、130い1、に小班界の区域標示及び伐開省略
南沢	小沢田外 7	127ほ	127ほ小班界と接する、127は、130に小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	小沢田外 7	130い	130い小班界と接する、い1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	小沢田外 7	130い1	130い1小班界と接する、127は、130い、に、131い1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	小沢田外 7	130に	130に小班界と接する、127は、ほ、130い1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	小沢田外 7	131い1	131い1小班界と接する、130い1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	155わ	155わ小班界と接する、156い小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	156い	156い小班界と接する、155わ、156ろ、ろ2小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	156ろ	156ろ小班界と接する、156い、ろ1、ろ2、158る小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	156ろ1	156ろ1小班界と接する、156ろ、158る小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	158る	158る小班界と接する、156ろ、ろ1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	163ろ1	163ろ1小班界と接する、ろ3、は小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	163ろ3	163ろ3小班界と接する、ろ1小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	163は	163は小班界と接する、ろ1、ほ小班界の区域標示及び伐開省略
小沢田	佛社沢	163ほ	163ほ小班界と接する、は小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264い	264い小班界と接する、と小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264は	264は小班界と接する、に、ほ、へ、と、265い小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264に	264に小班界と接する、は小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264ほ	264ほ小班界と接する、は、と小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264へ	264へ小班界と接する、は、と小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	264と	264と小班界と接する、い、は、ほ、へ小班界の区域標示及び伐開省略
三里	羽根山沢外 6	265い	265い小班界と接する、264い、は小班界の区域標示及び伐開省略
前田	桐内沢外 3 0	1046る	1046る小班界と接する、わ小班界の区域標示及び伐開省略
前田	桐内沢外 3 0	1046わ	1046わ小班界と接する、る、か小班界の区域標示及び伐開省略
前田	桐内沢外 3 0	1046か	1046か小班界と接する、わ小班界の区域標示及び伐開省略
中村	早瀬沢外 7	2030い	2030い小班界と接する、い1小班界の区域標示及び伐開省略
中村	早瀬沢外 7	2030い1	2030い1小班界と接する、い小班界の区域標示及び伐開省略
笑内	露熊沢外 4	2080か2	2080か2小班界と接する、か3、か4小班界の区域標示及び伐開省略
笑内	露熊沢外 4	2080か3	2080か3小班界と接する、か2、か4小班界の区域標示及び伐開省略
笑内	露熊沢外 4	2080か4	2080か4小班界と接する、か2、か3小班界の区域標示及び伐開省略

### 現場説明に対する質問回答書

現場説明に対する質問事項	質問事項に対する回答